

さぬき市営業時間短縮協力金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づく香川県知事の営業時間短縮の協力要請に応じた事業者を支援することを目的として実施する営業時間短縮協力金支給事業（以下「協力金事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第8次県協力金 香川県営業時間短縮協力金（第8次・高松市以外の地域分）支給要綱（令和3年9月24日制定）に定める営業時間短縮協力金（第8次・高松市以外の地域分）又は香川県営業時間短縮協力金（第8次・高松市内分）支給要綱（令和3年9月24日制定）に定める営業時間短縮協力金（第8次・高松市内分）をいう。
- (2) 第2次大規模施設等県協力金 香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）支給要綱（令和3年10月12日制定）に定める大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）をいう。

(営業時間短縮協力金)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより、営業時間短縮協力金（以下「時短協力金」という。）を支給する。

(支給対象者)

第4条 時短協力金は、飲食店等協力金及び大規模施設等協力金とし、それぞれの支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 飲食店等協力金 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 第7条の規定による申請（以下「支給申請」という。）の日において市内に有する店舗（同日において現に営業の実態があるものに限る。以下同じ。）について、第8次県協力金の支給を受けた者
 - イ アに該当する者を除き、この要綱の施行の日以前から支給申請の日まで継続して市内に住所を有し、同日において香川県内に有する店舗について第8次県協力金の支給を受けた者
- (2) 大規模施設等協力金 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 支給申請の日において市内に所在する大規模施設等（建築物の床面積が1,000平方メートルを超える遊技場、遊興施設等の施設又はその施設の区画を賃貸し、若しくは分譲を受けて事業を営むテナント等をいい、いずれも同

日において現に事業を営んでいるものに限る。以下同じ。) について、第2次大規模施設等県協力金の支給を受けた者

イ アに該当する者を除き、この要綱の施行の日以前から支給申請の日まで継続して市内に住所を有し、同日において香川県内に所在する大規模施設等について第2次大規模施設等県協力金の支給を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者は、支給対象者としな

（支給額等）

第5条 時短協力金の額は、10万円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 飲食店等協力金 支給対象者が支給を受けた第8次県協力金の額の2割に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 大規模施設等協力金 支給対象者が支給を受けた第2次大規模施設等県協力金の額の2割に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、その端数を切り捨てた額）

2 前項の場合において、同項第1号の第8次県協力金の額及び同項第2号の第2次大規模施設等県協力金の額は、支給対象者が香川県内に有する全ての店舗又は大規模施設等について支給を受けた第8次県協力金又は第2次大規模施設等県協力金の総額とする。

3 時短協力金の支給は、一の支給対象者につき1回限りとする。

（申請期間）

第6条 支給申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年1月19日から令和4年2月18日までの期間とする。

（支給の申請）

第7条 時短協力金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、飲食店等協力金については営業時間短縮協力金（飲食店等）支給申請書（請求書）（様式第1号）、大規模施設等協力金については営業時間短縮協力金（大規模施設等）支給申請書（請求書）（様式第2号）（以下これらを「申請書」という。）にそれぞれ第8次県協力金又は第2次大規模施設等県協力金の支給決定通知書の写し、誓約書（様式第3号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、紛失等により第8次県協力金又は第2次大規模施設等県協力金の支給決定通知書の写しを提出できない場合は、それに代わる書類として市長が認めるものを提出しなければならない。

(支給の決定及び支給)

第8条 市長は、支給申請があったときは、速やかに提出された申請書その他の書類の内容を審査の上、時短協力金の支給又は不支給を決定し、その旨を営業時間短縮協力金支給決定通知書(様式第4号)又は営業時間短縮協力金不支給決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により時短協力金の支給を決定したときは、申請者が指定した金融機関口座に振り込む方法により、当該申請者に対し時短協力金を支給するものとする。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、協力金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の協力金事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請期間内に支給申請が行われなかった場合は、市長は、当該支給対象者が時短協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第8条第1項の規定による支給の決定を行った後、申請書その他の書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該不備の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により、当該支給決定を行った日の属する翌々月の末日までに時短協力金の支給ができなかったときは、当該支給の決定に係る支給申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第11条 市長は、時短協力金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者、支給額の算定に誤りがあり超過支給があることが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により時短協力金の支給を受けた者に対し、支給を行った時短協力金(超過支給の場合は、当該超過分に限る。)の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 時短協力金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力金事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、同日後もなおその効力を有する。